# よくあるご質問

#### <ゆめこらぼについて>

## Q: $\phi$ めこらぼはどんなところですか?

A:「市民活動の支援」と「協働の推進」を目的に市民や市民活動団体のために平成 21 年 3 月 15 日にオープンしたセンターです。何をするところなのかは、以下の Q&A をご覧ください。 田無駅南口から徒歩 1 分、イングビルの 1 階(〒188-0012 西東京市南町 5-6-18)にあります。 日曜日と年末年始(12 月 28 日~1 月 3 日)を除き、午前 10:00~午後 7:00 まで開いています。 お問合せは、電話 042-497-6950 Eメール: yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jpでお願いします。

## Q:「市民活動」って何ですか?

**A:** 営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、**市民**が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする**活動**のことです。 なお、詳しく知りたい方は、後述の<市民活動に関して>もご覧ください。

# Q: どのような「市民活動」が支援対象になるのですか?

A: まちづくり・環境・教育・情報・福祉・国際交流・文化・スポーツなど、様々な分野の市民活動を支援します。

#### Q: ゆめこらぼでは、どのような「市民活動の支援」を行っているのですか?

**A:**「市民活動の支援」では、市民活動に関するご相談やアドバイス、情報や機材の提供のほか、市民活動のための各種講座やセミナーを開催しています。また、市民活動を行っている団体の活動を広く市民に知っていただくための活動や参加を促す活動を行っています。

#### Q: ゆめこらぼでは、どのような相談やアドバイスを行っているのですか?

A:「市民活動に参加したい」「市民向けの講座やイベントを知りたい」「困りごとを解決してくれる市民活動団体はないか」といった市民の皆様からのご相談や「NPO 法人にしたい」「NPO 活動や運営に関する専門的知識が欲しい」「イベントや活動をたくさんの人に知らせたい」といった市民活動を実践している皆様からのご相談をお受けしています。

#### Q:ゆめこらぼでは、どのような情報提供を行っているのですか?

**A:** ゆめこらぼでは、紙媒体としては隔月発行の機関紙「ゆめこらぼ通信」、毎月発行の「イベント情報」、 年1回発行の「団体紹介冊子」とホームページによって主に以下の情報提供を行なっています。

ゆめこらぼ通信:ゆめこらぼや登録団体の活動報告・紹介、告知情報

イベント情報:ゆめこらぼや登録団体のイベントや企画の告知

団体紹介冊子:団体の活動目的や活動内容の紹介

ホームページ:ゆめこらぼや登録団体のイベント情報の他、ゆめこらぼ・団体の紹介、報告書

や運営委員会会議録の公開、助成金情報、人材募集情報など

## Q: ゆめこらぼが発行する機関紙「ゆめこらぼ通信」はどこで入手できますか

A: 市内の公共施設などに置いてあります。以下は、その一覧です。

公民館(柳沢、田無、芝久保、谷戸、ひばりが丘、保谷駅前)

図書館(中央、柳沢、芝久保、谷戸、ひばりが丘、保谷駅前)

地区会館等(谷戸、下宿、芝久保、南町、緑町、向台、東伏見コミュニティセンター、ふれあいセンター)

市民会館、コール田無、こもれびホール、いこいの森、多摩六都科学館

男女平等推進センター、消費者センター、エコプラザ西東京、住吉会館ルピナス、市民相談室

田無総合福祉センター、西東京市社会福祉協議会、西東京ボランティア・市民活動センター

市役所(企画政策課、秘書広報課、協働コミュニティ課、文化振興課)

ゆめこらぼ

#### Q: ゆめこらぼでは、どのような施設・機材の提供を行っているのですか?

**A**: ゆめこらぼの施設内には、打合せができるサロンコーナーの他、印刷機・紙折り機・コピー機などを揃えており、作業場としてご利用いただけます。但し、利用は市民活動のためのものに限らせていただいています。

## Q: ゆめこらぼでは、どのような講座やセミナーを開催しているのですか?

**A**: 市民活動に必要な知識の習得や団体立ち上げに向けた支援のための講座やセミナーを開催し、市民活動の人材、団体の育成を図っている。具体的には、以下の講座、セミナーを開催しています。

NPO 活動基礎講座:基礎知識や団体設立のための講座

NPO 活動パワーアップ講座:団体運営やスキルアップのための講座

IT コラボ講座:IT を運営や協働に活かすための講座

#### Q: ゆめこらぼが主催している講座を教えてほしい

**A**: ゆめこらぼのホームページ(トップページのイベント情報)でご確認ください。

# **Q**:市民活動を広く市民に知っていただくための活動や参加を促す活動として、どのようなことをゆめ こらぼでは行っているのですか?

A: ゆめこらぼでは、上述のように紙媒体やホームページを使った広報・PR 事業を行っている他、年に 1回 NPO 市民フェスティバルを開催し、NPO や市民活動団体を一堂に会して、その活動を市民の 皆様に紹介する場を提供しています。また、お父さんお帰りなさいパーティー&ゆめこらぼミディ と題して市民の皆様を NPO 市民フェスティバルの場で NPO や市民活動団体と引き合わせるツアーを行っています。さらに、月に1度おとぱ&ミディサロンを開催し、ツアー参加者のフォローを 行っています。

#### Q:「協働」って何ですか?

**A:** 日本 NPO センターの定義では、協働とは、「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース(資源や特性)」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」こととしています。

Q:「協働の推進」のために、ゆめこらぼはどんなことを行っているのですか?

**A: NPO** の協働の相手としては、行政や企業等があります。行政との協働のために「協働のまちづくり ワークショップ」を行っています。ゆめこらぼの設立以来、協働について市民や関係者の理解と認 識を深め啓発するために、「協働を考えるシンポジウム」を開催してきました。また、「行政職員と 市民団体との懇談会」で、交流を図ってきました。これらの成果をベースに、両者を統合して「啓 発の場」や「交流の場」から一歩進められる「協働のきっかけの場」を目指しています。

また、平成 24 年度からは、多様な立場の関係者が集い地域課題の解決に向けて取り組む「まちづくり円卓会議」を開始し、多者協働の取組みを行っています。

## Q: ゆめこらぼを利用するには何か条件がありますか?

A: 西東京市に在住・在勤・在学の方ならどなたでも利用することができます。但し、政治、宗教活動、営利を目的にしている団体・個人の利用や趣味のための利用はできません。機材を貸出利用するためには、「団体登録」の申請手続きが必要です。「団体登録」すると、機材の貸出予約やサロンコーナーの予約利用ができるようになるほか、メールボックスが利用できるといったメリットがあります。詳しくはスタッフに直接お尋ねいただくか、ゆめこらぼのホームページの「利用案内」をご覧ください。

## Q:登録団体とは何ですか?

**A:** 市民活動をしている団体は、「西東京市市民協働推進センターゆめこらぼ」に登録をすることができます。団体登録をしていただくと、団体の会報・イベント案内等の情報をゆめこらぼのホームページに載せることができ、プロジェクターなどの貸し出しや機材を利用する際予約ができます。

## Q:登録団体になるには、資格や制限はありますか?

**A**: 規約に同意することで登録できますが、次に該当する場合は団体登録ができない場合があります。

- 1. 公序良俗に反する団体
- 2. 営利のみを目的とした情報提供を行う団体
- 3. 特定の政党、政治団体またはこれに類する団体
- 4. 特定の宗教団体または特定の教義の普及を目的とする団体
- 5. 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制 の下にある団体
- 6. 法令に違反し、または違反するおそれのある活動等を行う団体

詳しくはホームページの「団体の登録方法」をご覧ください。

#### Q: 登録はいつでもできますか?

**A:** できます。ただし、登録期間は、登録が認められた日から当該年度いっぱいになります。次年度も 登録するためには年度末に更新手続きをしていただきます。

#### Q:登録した内容を変更するにはどうすればいいですか?

A: 随時受け付けておりますので、ゆめこらぼの職員に申し出てください。

## <施設・機材の利用に関して>

## Q:コピーや印刷機・裁断機・ラミネーターの利用方法は?

**A**: 利用にあたっての団体登録は不要です。空いているときはいつでも利用できます。登録団体においては予約を受け付けています。詳しくは利用案内をご覧ください。

#### Q:プレゼンテーション用の機器を借りることはできますか?

A: 登録団体であれば、プロジエクター、スクリーン及びアンプ・マイクの貸し出しをしております。

## Q:予約は必要ですか

**A**:特に必要ありません。空いていれば、当日でも利用可能ですが、登録団体においては予約を受け付けています。

#### Q: 予約はいつからできますか

A:特に期間は設けていません。常時受け付けています。

## Q:飲食できますか

A: サロンコーナーでしたら軽食程度の飲食はできます。なお、ゴミはすべてお持ち帰りください。

#### Q:会議室はありますか

A:会議室はありません。オープンスペースのサロンコーナーで打ち合わせすることはできます。

#### Q: T

A: 利用者用のパソコンはありません。持参されたパソコンをインターネットに繋ぐことは可能です。

## Q: 駐車場はありますか・駐車券はでますか

**A**: 市民活動推進センターの駐車場はありませんので、お車でお越しの際は、市役所の駐車場または近隣のコインパークをご利用ください。ただし、市役所駐車場は1時間まで無料の手続きができます。 その他の駐車場の利用割引等はありません。

## <ゆめこらぼのホームページについて>

#### Q: どんなサイトですか

A:西東京市が市民活動の活性化のために開設したサイトで、西東京市で活動する NPO 法人やボランティア団体をはじめ、様々な市民活動団体の活動内容やイベント・講座などを紹介しております。このサイトを通して、団体情報の検索や市民活動に役立つ情報が入手できます。このサイトの URL は、http://www.yumecollabo.jp/です。

## Q:このサイトで紹介している団体はどんな団体ですか

A:西東京市を中心に活動を行っているボランティア団体、NPO 法人などの市民活動団体でゆめこらぼ に登録している団体です。

## Q:どうすれば、イベント・講座等の情報を掲載することができますか

A: イベントや募集情報などを掲載するには、ゆめこらぼに団体登録してください。

## Q: どんな情報を掲載することができますか

A: イベントや募集情報の他、団体のパンフレット、機関紙、活動内容の紹介などを掲載できます。

#### Q:掲載するための方法を教えてください

**A**: ゆめこらぼへ直接持参されるかメールでの送付をしていただければゆめこらぼでホームページに随時掲載します。

#### Q:掲載した情報をSNSで拡散することができますか

A: ゆめこらぼのホームページでは SNS との連携をしていますので、大いに拡散に利用してください。

#### <市民活動に関して>

#### Q:市民活動には具体的にどのような活動がありますか

A:市民が地域や社会の課題を発見したり、解決するために行う活動ですから、多様な分野・テーマに 広がりを見せています。時代の変化に応じて、新たな活動が生まれる柔軟性も市民活動の特徴です。 参考までに、市民活動団体に法人格を与える「特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)」では、以下の 20 分類を定めています。

- 1. 保健、医療、福祉
- 2. 社会教育
- 3. まちづくり
- 4. 観光の振興
- 5. 農山漁村、中山間地域の振興
- 6. 学術、文化、芸術、スポーツ
- 7. 環境保全
- 8. 災害救援
- 9. 地域安全
- 10. 人権擁護
- 11. 国際協力
- 12. 男女共同参画
- 13. 子どもの健全育成
- 14. 情報化社会
- 15. 科学技術
- 16. 経済活動
- 17. 職能開発、雇用拡充
- 18. 消費者保護
- 19. NPO支援
- 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### Q:市民活動とボランティア活動はどう違うのですか

A:「市民活動」は、市民が主体になって行う、社会的な課題の解決のための組織的、継続的に取り組む活動です。他方、「ボランティア活動」とは、自発的、自主的に他の人々や社会のために行う対価を目的としない活動のことです。個人単位や単発の活動も含みます。ボランティア活動が主に「個人の思い」の表現であることに対し、市民活動は「社会的な役割」を意識した表現となっています。なお、ボランティア活動は、市民活動の一部と考えることができます。

#### Q:活動に参加してみたいけど、何から始めればいいですか

A:自分の関心は何か、どんな活動に取り組みたいか考えてみましょう。もし組織化を検討しているなら、できるだけ多くの情報を集めるとともに、仲間とよく話し合いましょう。ゆめこらぼでは、NPO 団体・ボランテイア団体の人材募集情報をはじめ、積極的な情報発信を行っています。

#### Q:市内にいくつの市民活動団体があり、どんな活動をしていますか

A:「西東京市市民活動推進センターゆめこらぼ」に登録している活動団体は、NPO法人、任意団体を合

わせて 156 団体(平成 28 年 12 月末現在)で、福祉分野をはじめ、子育て支援、環境保護、国際交流、まちづくりなど、様々な分野の活動に取り組んでいます。 なお、市内の NPO 法人は 79 団体(そのうち、ゆめこらぼ登録団体は 22 団体。平成 28 年 12 月末現在)です。

なお、ゆめこらぼでは、団体紹介冊子を発行・配布しておりますので、ご関心のある方はお立ち寄りください。

## Q:新たに団体を立ち上げたい

A: 法人格をもたない任意団体でしたら、取り決めはありませんので、「やりたい」と思ったそのときに、同じ思いの人が集まって、 行動をおこせば、もう「団体」を立ち上げることはできます。団体を立ち上げれば一人ではできない大きな成果を上げられるかも知れません。しかし、団体を運営し、活動を続けていくためには、多くの労力、時間などがかかります。個人でボランティアとして活動する、既にある団体に加わって活動するなど、団体を立ち上げる前に他のやり方についても検討することをお勧めします。 ゆめこらぼでもご相談にのっておりますので、是非一度お訪ねください。